平成２２年（フ）第６２号
長崎県平戸市田平町山内免168番地　市営永田団地Ａ棟206号、旧住所長崎県佐世保市吉井町福井1212番地１
債務者　深見　　梓（旧姓馬渡）
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午前10時　長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２２年（フ）第６３号
長崎県平戸市田平町以善免1332番地、旧住所福岡県北九州市小倉北区黒原３丁目37番１―301号
債務者　葉山　雅和
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月８日午前10時　長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２２年（フ）第２８３号
北海道帯広市西24条南３丁目59番地３
債務者　菊地　雄二
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月21日午後２時　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１８号
北海道帯広市西17条南５丁目３番地７　コーポ南商
債務者　菊地喜美恵
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月21日午後２時　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１８６１号
東京都西東京市東伏見４丁目２番18号
債務者　手塚　康介
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５６号
東京都府中市緑町２丁目９番地の３グリーンコーポ201
債務者　神宮　悦子
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７９号
東京都町田市本町田2348番地１公社住宅ホ４―407
債務者　古牧　裕子
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８０号
東京都小平市喜平町３丁目１番２―109号
債務者　齋藤　順子
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午前10時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８６号
東京都八王子市元八王子町２丁目2052番地１リーブァ城山203号
債務者　岸　　信雄
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３０６号
長崎県佐世保市干尽町60番地1503号、旧住所長崎県佐世保市若葉町12番18号
債務者　澤田　裕一
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３５７号
長崎県佐世保市春日町33番７号　シティ明宝202号、旧住所長崎県佐世保市筒井町156番地
債務者　川下　敬二
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３８０号
長崎県佐世保市折橋町５番13―205号　県営アパート
債務者　栗山　哲一
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３８５号
長崎県佐世保市大黒町21番22号、旧住所長崎県佐世保市祇園町４番18号　町田ハイツ101
債務者　久野　直子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３８９号
長崎県佐世保市大潟町551番地、旧住所愛知県豊田市若林東町棚田95番地６
債務者　川原　明弘
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第６号
長崎県佐世保市下船越町862番地
債務者　松井　良太
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第６号
島根県大田市大田町大田ロ1073番地４
債務者　岩谷　　翠
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月18日午後１時30分

松江地方裁判所出雲支部